

浜長保険センター安全だより(1月)

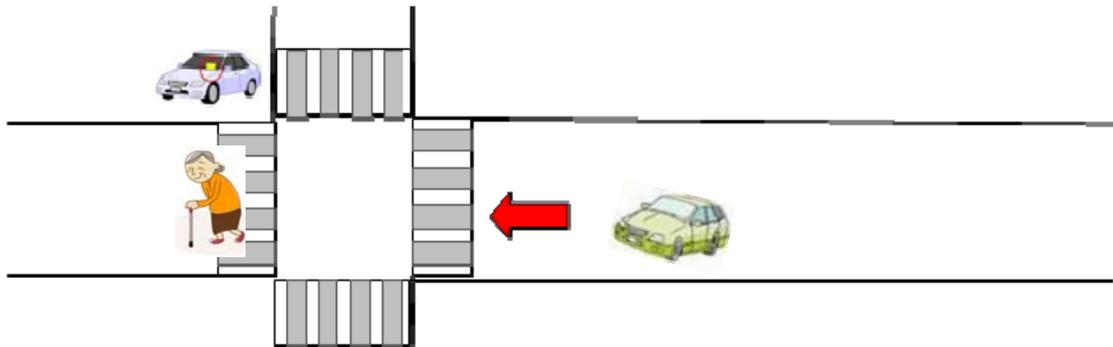
平成 29 年 1 月 10 日
浜長保険センター 第 2 号
電話: 079-246-2561
FAX: 079-246-2571



今年は酉年、商売繁盛の年と言われています。色トリドリの幸せをトリ込んで、1年のご多幸、ご健康をお祈り申し上げます。交通ルールは、事故防止の指南書です。もう一度、身近な危険を交通ルールに照らして、安全運転に努めましょう。



事例 冬、午前4時30分ころ、〇〇付近の交差点を通過しようとした際、傘をさした人が横断していた。外灯もなく暗く見通しの悪い場所であり、歩行者が横断しているとは思わなかった。事故防止のため、注意すべき点は、どんなことでしょうか？



1 「車両等は、横断歩道等に接近する場合には、進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除いて、**横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行**しなければならない。」と交通ルールで定められています。(道路交通法第38条)

※ 街路樹、看板、駐車車両などがあるときは、歩行者等が陰になっている場合があります。

2 外灯がなく、早朝で暗く、ライトを下向きにしていれば、あらかじめ横断歩道を横断しようとする歩行者等、又は横断中の歩行者等を事前に発見できません。そのような場合は、速度を落とし、ライトを上向きにして横断歩道に接近しなければなりません。

3 深夜、早朝であっても当然、歩行者や自転車が横断歩道等を利用していることを前提に接近し、横断歩行者等を発見すれば、その直前で停止しなければなりません。



4 自動車の前照灯は、対向車・前車がない限り**上向き走行が原則**です。

道路上の歩行者、自転車、落下物等を早期に発見するためにも、ライトをこまめに切り替えライトの上向き走行を習慣付けましょう。

【最近の道路交通法の一部改正】 【平成24年4月1日】
右折可能な青色矢印信号で転回【Uターン】も可能に



右折を可能とする青色の矢印信号が表示されている場合、右折に加えて反対車線への転回(Uターン)ができるようになりました。

ただし、Uターン禁止場所では、Uターンできません。